

7月20日(日)は 参議院議員 通常選挙の投票日です!

「あなたの大切な一票」 棄権しないで投票しましょう

投票時間 午前7時から午後6時まで

投票所及び投票所入場券 ※届くまで数日かかる場合があります。

投票所は、郵送される投票所入場券に記載されています。

投票日または期日前の投票には、投票所入場券を持参してください。

(投票所入場券をなくしたり、忘れたりしても投票できます。)

投票の方法 選挙名(投票用紙記入イメージ)

① 県選挙区選挙

候補者名

② 比例代表選挙

候補者名	又は	政党名
------	----	-----



① 県選挙区選挙(クリーム色) 候補者の氏名を記入します。

② 比例代表選挙(白色) 候補者の氏名または政党等の名称を記入します。

白河市で投票できる方

18歳以上の日本国民(平成19年7月21日までに生まれた方)で、令和7年4月2日以前から本市の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている方。

期日前投票について

仕事や旅行などで投票日当日に投票できない方は、期日前投票をすることができます。

お手続きは、投票所入場券裏面の宣誓書に、氏名、生年月日などを記入し持参してください。

・ 期日前投票の場所及び期間等 ※いずれの期日前投票所でも投票ができます。

期日前投票所	期 間	時 間
市役所本庁舎	7月 4日(金) から 7月19日(土) まで	午前8時30分から 午後8時まで
市役所各庁舎 (表郷・大信・東)	7月12日(土) から 7月19日(土) まで	午前8時30分から 午後7時まで

裏面もご覧ください。

不在者投票について

○滞在地における不在者投票

仕事や旅行などで、白河市外に滞在されている方は、滞在地の市区町村選挙管理委員会
で不在者投票ができます。お手続き方法等はお早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

※「不在者投票請求書兼宣誓書」用紙は、全国選挙管理委員会に備え付けてありますが、
本市のホームページからダウンロードすることもできます。

○指定病院などでの不在者投票

県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所している方は、その施設
で不在者投票ができます。詳しくは、施設にお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票

身体障害者手帳や介護保険被保険者証（要介護5）の交付を受けている方で、公職選挙法
が定める要件に該当する場合は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。

投票を行うためには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けている必要があります。
新たに希望される方は、お早めに選挙管理委員会までご相談ください。

開 票

白河市中心中央体育館で、7月20日（日）午後8時から開始します。

選挙公報

選挙公報は、7月10日（木）までに新聞に折り込みます。郵送を希望される方は、選挙
管理委員会へご連絡ください。

※選挙公報は市内公共機関等に用意しておりますが、福島県選挙管理委員会ホームページでも
ご覧になれます。

混雑状況について

投票所はこんな日・時間が混み合います。

期日前投票所	⇒	投票日の前日及び前々日の2日間（金・土）
当日各投票所	⇒	概ね午前9時～午前11時の時間帯

お問い合わせ先

白河市選挙管理委員会事務局

電話 22-1111 （市役所代表）

